

## 日居城野地区コミュニティ会議規約（改正後）

平成19年7月11日	制 定
平成19年9月 4日	一部改正
平成20年3月25日	一部改正
平成21年5月19日	一部改正
平成23年4月26日	一部改正
平成24年4月27日	一部改正
平成25年4月26日	一部改正
令和 2年4月 日	一部改正

（名称及び事務所）

第1条 この会は、日居城野地区コミュニティ会議と称し、事務所を松園振興センター内に置く。

（目 的）

第2条 この会は、日居城野地区の住民参加のもと、健康で明るく豊かな地域に資するべく各種事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 前条の目的を達成するため、下記の諸事業を行う。

- （1）コミュニティ整備計画の立案、策定及びその実施推進に関すること。
- （2）地区の環境整備並びに発展に関すること。
- （3）地域住民の生活を向上させる諸事業に関すること。
- （4）松園振興センターの指定管理に関すること。
- （5）その他この会の目的達成に必要な事業に関すること。

（構成及び運営）

第4条 この会は、日居城野地区の各行政区で構成し、運営する。

2 構成地区は、松園町一区、松園町二区、松園町三区、松園町四区、松園町五区及び新田の6行政区とする。

（機 関）

第5条 この会に次の機関を置く。

- （1）総 会
- （2）役員会
- （3）三役会
- （4）専門部会

2 総会は、各行政区から選出された3名の代議員で構成し、この会の重要事項について審議する。

3 毎年定期総会を会長が招集し開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

4 総会の議長は、その都度代議員の中から選出する。

5 総会は、代議員の過半数をもって成立する。

6 総会の議決は、出席代議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。

7 役員会は、この会の執行機関とし、会長が招集し開催する。

8 役員会は、役員<sup>の</sup>3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の同意を得て決する。

9 三役会は会長、副会長、事務局長、事務局次長で構成する。

10 三役会は会長が招集し、この会の運営について協議し、役員会に諮るものとする。

11 役員会の補助機関として次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(1) 総務企画部会

(2) 生活福祉部会

(3) 教育振興部会

(4) 景観環境部会

(5) 防災防犯部会

(代議員)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、役員会の決定により、地域内で活動する各種団体の中から代議員を加えることができる。

(総会の付議事項)

第7条 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

(1) 事業計画、予算並びに決算に関する事項

(2) 規約の制定並びに改廃に関する事項

(3) 役員<sup>の</sup>選任に関する事項

(4) その他必要とする事項

2 規約の制定並びに改廃については、出席代議員<sup>の</sup>3分の2以上の賛成を要する。

(役員会の協議事項)

第7条の2 役員会は、次の事項を協議する。

(1) 総会で議決された事項の総括的な実施計画並びに予算の配分と執行調整

(2) 任期途中における役員<sup>の</sup>補充並びに役員<sup>の</sup>役割分担の調整

(3) その他この会の事業の円滑な運営に必要な協議事項

(代議員の任期)

第8条 代議員<sup>の</sup>任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した代議員<sup>の</sup>任期は、前任者<sup>の</sup>残任期間とする。

(役員及び顧問)

第9条 この会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 2 名

(3) 理 事 若干名

(4) 事務局長 1 名

(5) 事務局次長 1 名

(6) 監 事 2 名

2 役員は、日居城野地区内居住者で、原則として各行政区から推薦された2名で構成し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により就任した役員<sup>の</sup>任期は、前任者<sup>の</sup>残任期間とする。

4 役員は、代議員と兼任できない。

5 役員会の推薦により、顧問を若干名置くことができる。

(役員職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を代行する。

(3) 理事は、この会の業務を行い、いずれかの部会に所属する。

(4) 事務局長は、この会の会計及び庶務を統括する。

(5) 事務局次長は、事務局長を補佐する。

(6) 役員会は、第9条第1項の役員で構成し、この会の業務について、協議決定する。

(7) 監事は、この会の会計及び業務の監査を行う。

(8) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(専門部会)

第11条 部会は、役員及び部会委員で構成し、部会委員は各行政区の推薦により会長が委嘱する。

2 部会は、会長よりで委嘱された事項について活動・審議を行う。

3 部会には、部会長1名を置き理事がこれに当たる。書記は部会委員が当たる。

4 部会長は、所属部会を代表し、部会を統括する。

(会計)

第12条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 市の交付金

(2) その他の収入

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 新たな会計年度が始まっても該当年度の予算が議決されていない場合は、議決されるまでの間、会長は、第7条の規定にかかわらず、次の事務について、役員会に諮り、承認を得て執行できるものとする。

(1) 議決されるまでの間の事務処理に必要な経費の交付金前払い申請

(2) 議決されるまでの間の事務処理に必要な経費の支出

(3) 議決されるまでの間に必要なその他の事務

(補則)

第13条 この会の運営上必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成19年7月11日より施行する。

附 則

この規約は、平成19年9月4日より施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月26日より施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月19日より施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月26日より施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月27日より施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月26日より施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月 日より施行する。